

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 [REDACTED] 外15名

被告 株式会社 JERA 外9名

## 原告ら第1準備書面

2025年1月31日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

|              |       |                |
|--------------|-------|----------------|
| 原告ら訴訟代理人 弁護士 | 原 田 彰 | 女 [REDACTED] 代 |
| 同            | 浅 岡 美 | 原 [REDACTED] 代 |
| 同            | 小 島 寛 | [REDACTED]     |

## 目次

|    |   |    |
|----|---|----|
| 第1 | はじめに.....   | 3  |
| 1  | 本件訴訟の請求の趣旨と被告らの本案前抗弁の要旨 .....   | 3  |
| 2  | 差止請求訴訟における適格要件の判断は差止請求権の実体要件の判断に包含されること.....                          | 3  |
| 3  | 昭和56年最判は差止請求に関して判断を示していないこと .....                                     | 4  |
| 4  | 昭和56年最判における考慮は本件訴訟には妥当しないこと .....                                     | 4  |
| 第2 | 昭和56年最判の射程は本件訴訟に及ばないこと .....  | 6  |
| 1  | 昭和56年最判と本件訴訟の違い .....   | 6  |
| 2  | 既に気候の危機に直面していること .....  | 7  |
| 3  | 1. 5℃目標は気候災害による生命、健康、財産などへの破局的被害を回避するために必須であること.....                  | 8  |
| 4  | COP28で1.5℃目標の排出経路がさらに確認されたこと .....                                    | 11 |
| 5  | 温暖化の影響と諸外国の対応—「現在及び将来世代がより暑い、異なる世界を経験する度合いは、現在の及び短期的な選択に依拠している」 ..... | 14 |
| 6  | 法的義務の内容と被告の主張のおかしさ .....  | 15 |
| 第3 | 本訴請求において被告らの手続保障における衡平性に欠けるところはないこと.....                              | 16 |
| 1  | 原告らと被告らの負担.....   | 16 |
| 2  | 強制執行に対応する被告の手続保障 .....  | 17 |

## 第1 はじめに

### 1 本件訴訟の請求の趣旨と被告らの本案前抗弁の要旨

本件訴訟は地球温暖化による気温上昇を産業革命前から1.5℃以下に抑えることで原告らの人権に対する危険な気候変動の影響を最小化するために、被告ら火力発電事業者に対し、それぞれの販売発電電力にかかるCO<sub>2</sub>排出量を、2030年度に2019年度の52%、2035年度に同じく35%を超えて排出しないことを求める訴訟である。

これに対し、被告らは本案前抗弁として、要約すれば、大阪国際空港事件昭和56年最高裁判決（以下「昭和56年最判」という。）が期限付請求権や条件付請求権のようなものについて「例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたもの」で、「継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害の賠償を将来給付の訴えとして求めること」には「請求権としての適格」を要するが、本件は、その要件を満たしていないと主張している。

### 2 差止請求訴訟における適格要件の判断は差止請求権の実体要件の判断に包含されること

そもそも、差止請求訴訟においては、権利利益の侵害の蓋然性が本案要件として判断されることから、被告らが述べる「給付請求権が現在において十分に具体化・特定化されているか否か」の判断は本案要件に位置づけられているといえる（したがって、権利利益の侵害の蓋然性が認められない場合には、民訴法135条によって請求が却下されるのではなく、請求が棄却される。同様に解する裁判例として名古屋高判平成10年12月17日判タ1015号256頁）。

被告らは、原告らの請求が現在において十分に具体化・特定化されていないことを主張するのであれば、原告らが訴状において主張した権利利益の侵害の蓋然性（その前提となる原告らの権利利益の内容や気候変動についての科学的知見、気候変動による被害実態等）について認否反論をしなければな

らない（民訴規則80条）。しかしながら、被告らはそれぞれ答弁書において、昭和56年最判の規範を形式的に引用することで、あえて実体論の認否反論を避けており、同事件の規範との関係でも抽象論を述べるのに終始しており、CO<sub>2</sub>を大量排出し、気候変動対策に主体的に取り組むべき立場にある者として、かかる訴訟遂行の姿勢は極めて不誠実であるというほかない。

裁判所が、被告らに対して、本案についての認否反論を求めたことは、差止請求権の法的性格からしても適切な訴訟指揮である。

### 3 昭和56年最判は差止請求に関して判断を示していないこと

被告らが依拠する昭和56年最判における原告らの請求は、①午後9から午前7時までの間の飛行を禁ずること及び②過去及び将来の騒音・振動等による損害賠償についてであったところ、①については、その実質において運輸大臣の有する航空行政権限の発動、行使の義務づけを訴求するもので、（訴訟形式として）民事訴訟を不適法として却下し、②については控訴審の口頭弁論終結後の将来の損害賠償請求を却下した。

被告らはこの判決に基づき、本件訴訟の適格要件も②における適格要件と同様であると主張し、その理由として、本件訴訟が②に類する損害賠償請求訴訟でないことは認めた上で、昭和56年最判「の趣旨は損害賠償請求ではない将来の差止請求（不作為請求）にも妥当する」旨主張するものである。

しかし、昭和56年最判は民事訴訟における差止請求の適格要件について何ら言及したのではない。

原告らは、本書面第2において、本件訴訟の特質も踏まえたうえで、昭和56年最判の射程は本件訴訟に及ばないことを述べる。

### 4 昭和56年最判における考慮は本件訴訟には妥当しないこと

被告らは、昭和56年最判は、「原告と被告の（主として手続保障における）衡平を図る」ために請求適格を要するとしたものであるとし、「原告は将来の時点における要件事実を口頭弁論終結時までに主張立証する必要がない

にもかかわらず、被告は将来提起する請求異議の訴えにおいて異議事由を主張立証しなければならないという点で、被告の手續保障に欠け、「手續保障の衡平を図る必要性があることは、将来の損害賠償請求に特有の背景ではなく」、「将来の差止（不作為）を求める場合であっても同様に妥当する」などと述べる（被告 J E R A 答弁書 4 頁等）。

なお、被告神戸製鋼及び同関西電力は、本訴訟に先行して提起された神戸製鋼による新設石炭火力発電所に係る民事差止め請求訴訟において、このような主張をしたことはなかった。

被告らの主張は要するに「被告らへの手續保障」に欠けるという点に尽きるところ、手續保障に欠けるとする理由として述べるところには、「仮に現時点の事実関係に基づきそのような法的評価を行ったとしても、当該法的評価が将来にわたって継続するとは限らない」、「将来に亘る国のエネルギー政策や国際ルールの推移、国際的な評価の見通し等、及び、それらの事情による受忍限度の変化の影響を受けるところ、それらの事情の変動の可能性が十分にあり得るなかで、（中略）現在において予め一義的に明確に認定することができるものではない」、「2030年度及び2035年度までの科学技術の発展、国のエネルギー政策等の推移その他の事由による将来の事情の変動及びそれによる受忍限度の変化によって、（中略）不法行為という評価を受けなくなったときには」などと、時間の経過とともに被告らの排出削減義務が軽減されるかのような主張が多く登場している（被告 J E R A 答弁書 5～6 頁、被告神戸製鋼所答弁書 4～5 頁、被告東北電力ら答弁書 6～8 頁）。

しかし、後記第 2 で述べるとおり、気候変動という問題の特殊性に照らせば、被告らの排出削減義務は加重されることはあっても、軽減されることはない。

ところが、被告らは現時点においても将来においても排出削減の必要性を認めておらず、排出削減の意思も持ち合わせていないというほかない。原告らが本件訴訟を提起した最大の理由は、正に被告らのこのような認識にある。

## 第2 昭和56年最判の射程は本件訴訟に及ばないこと

### 1 昭和56年最判と本件訴訟の違い

本件訴訟は、差止請求訴訟であることから、昭和56年最判の射程の外にあり、審理の焦点は訴訟要件の問題ではない。本件訴訟は、法的に認められている排出削減義務を明らかにし、その履行の実現を求めるものであり、実体的な判断のための審理がなされねばならない。

昭和56年最判は、現在の時点で成立が認められる（過去の）不法行為が将来にわたって継続すること（解消されないこと）が予測されるため、あらかじめ将来の不法行為に基づく損害賠償義務についても判決主文において宣言することが許容されるかが問題となった事案である。このような継続的不法行為に基づく（将来の）損害賠償請求では、口頭弁論終結時点では、口頭弁論終結後の将来の不法行為の成否は流動的であり、よって将来の損害賠償請求権の存否もいまだ確定できないため、これを訴訟物とすること（判決主文においてその存在を宣言すること）の許容性が問題になりうるのである。

これに対し、気候変動は、その深刻な被害がすでに発生しており、今後、二酸化炭素の排出が続けば、森林や海洋に吸収されない限り大気中に残存し続けてその濃度が上昇し、より温暖化を進行させ、その影響がより深刻化することが確実であることが、科学的に明らかとなっている（IPCC第5・6次評価報告書）。先進国は2050年よりも早く、排出をゼロとしなければならない。そうしたなかで本件訴訟は、気候変動による人権侵害の予防（地球の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃に抑えるため

の科学を踏まえた排出削減の経路の排出基準を超えるCO<sub>2</sub>排出の差止め)を求めるものであって、昭和56年最判における許容性の議論は妥当せず、適格要件を問題とすることは、事案の相違を無視した不適切かつ不適當な主張である。

以下、訴状で述べたところとも重なるが、あらためて、気候変動の特殊性と本訴請求の意義を確認する。

## 2 既に気候の危機に直面していること

IPCC第5次評価報告書(2013年)は「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、20世紀後半以降の温暖化の主な原因は人間活動である可能性が極めて高い」と指摘し、新事実・新たな知見として、人為起源の二酸化炭素の歴史的累積総排出量と地球平均気温の上昇がほぼ比例関係にあることを明らかにした(甲B1)。

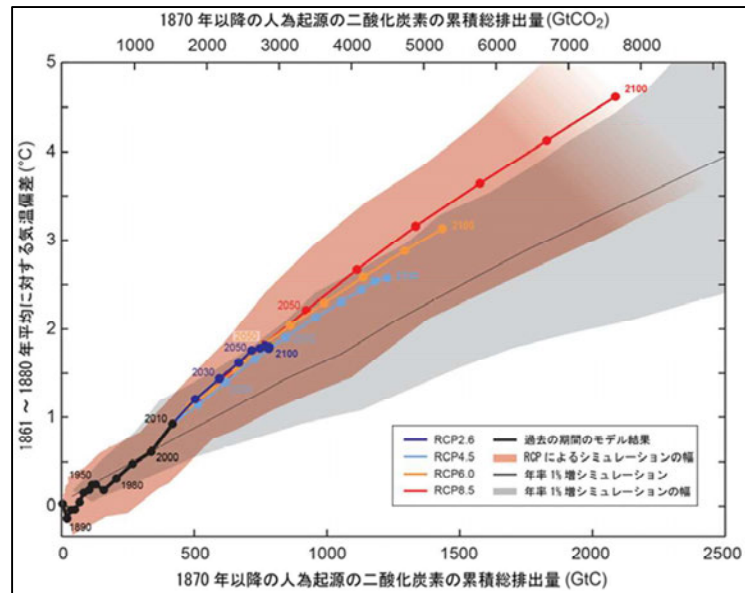


図1 IPCC第5次影響評価報告書第1作業部会報告 図SPM.10

(甲B1・26頁)

これは、地球の平均気温の上昇をあるレベルで止めるには、今後、地球全体で排出できる量が定まっていることを意味し、現状の排出が続けば2030年から2040年には地球平均気温が1.5℃程度上昇することを示したものである。同報告の当時、平均気温は産業革命前から約1℃上昇しており、世界各地で激甚な気候災害が頻発するようになっていた。

その後も累積排出量の増加と平均気温の上昇が続き、気候災害の激甚化・出現頻度の増加が進んだことは既に訴状でも述べたところであるが、国連グテーレス事務総長は2025年の新年に寄せるビデオメッセージで、「記録上最も暑い年のトップ10は、2024年を含む過去10年間に発生しているのです。まさに気候の崩壊がリアルタイムで起きているのです。私たちはこの破滅への道から脱出しなければなりません——そして、一刻の猶予もありません。2025年に、各国は排出量を大幅に削減し、再生可能エネルギーの未来への移行を支援することで、世界をより安全な道筋に戻す必要があります。」（甲A14号証）と、改めて危機を訴えた。

### **3 1. 5℃目標は気候災害による生命、健康、財産などへの破局的被害を回避するために必須であること**

2015年にCOP21で採択されたパリ協定は、産業革命前からの気温上昇を、2℃を十分に下回り、1.5℃に向けて努力するというものであったところ、COP21決定では、IPCCに対し、1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する世界の温室効果ガス（GHG）の排出経路に関する特別報告書を求めていた。その結果がIPCCによる1.5℃特別報告書（甲B3）である。ここで、気候・気象の極端現象の強度・頻度が変化していること、現在までの排出のみで昇温が1.5℃を超える可能性は低いこと、1.5℃の地球温暖化のリスクは現在より高く2℃より低いこと（確信度が高い）、「現在と1.5℃の地球温暖化の間、及び1.5℃と2℃の〔地球温暖化の〕間には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測」され、「健康、



生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障、及び経済成長に対する気候に関連するリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においてはさらに増加する」ことが報告された（甲B3の1・13頁）。

途上国で目立っていた気候災害がこの頃には先進国でも顕著となり、世界各地で激甚気候災害がより頻発するようになった。このことは日本も例外ではない。GermanWatchの分析では、2018年の気候災害による死者や家屋の損壊、経済的損失額など被害の第1位が日本であり、3位にドイツ、9位にカナダがランクされている（甲B11）。日本は2019年でも4位に評価された（甲B12）。

IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告（2021年（AR6WG1）（甲B4））は、「A1：人間の影響が気候システムを温暖化させてきたことは疑う余地がない」こと、「A2.1：2019年には、大気中のCO<sub>2</sub>濃度は少なくとも過去200万年間のどの時点よりも高く（確信度が高い）」、「A2.2：世界平均気温は、1970年以降少なくとも過去2000年間にわたって、他のどの50年間にも経験したことの無い速度で上昇している（確信度が高い）」さらに、「A2：気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの多くの側面における現在の状態は、数百年から数千年にわたって前例のないものであり」、「B5：特に海洋、氷床、及び世界の海面水位における変化は、数百年から数千年にわたって不可逆的である」ことを指摘した。

そのうえで、現在、世界の平均気温は約1℃上昇しているとして、1.5℃、2℃と上昇した場合の高温極端現象の頻度と強度を下図のように予測している。1.5℃の上昇を抑えることの必要性は、こうした科学的根拠に基づくものである。

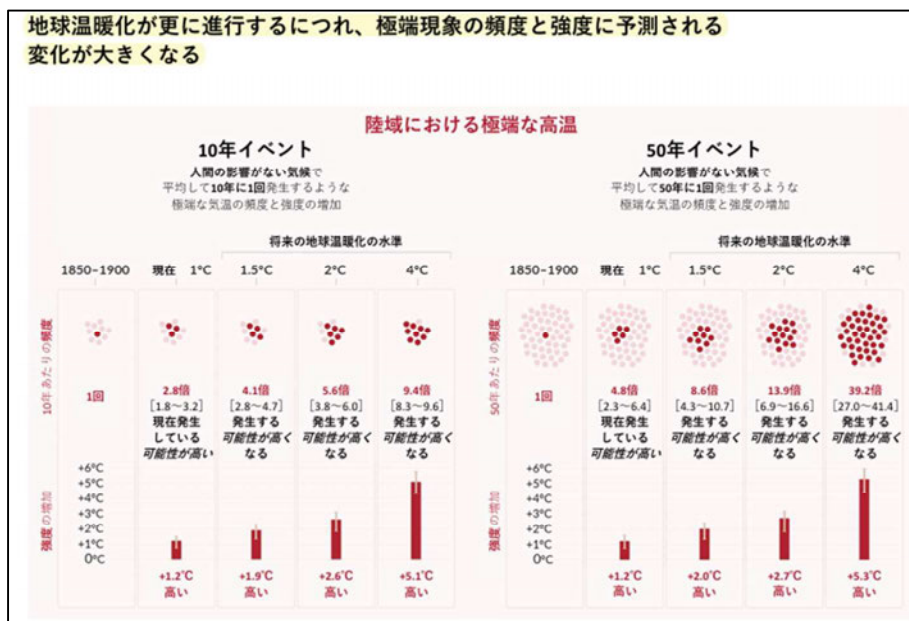


図2 IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告 図SPM. 6

(甲B4・18頁)

ところで、AR6WG1報告は、50%の確率で1.5°Cの気温上昇を抑えるための今後排出できるCO<sub>2</sub>量は世界全体で5000億トンに過ぎないことも明らかにした。世界の年間CO<sub>2</sub>排出量が約400億トンであることに照らせば、排出削減の要請の切迫度がわかる。

**表 SPM.2 | 過去の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量と残余カーボンバジェット の推定値。**残余カーボンバジェットの推定値は 2020 年の初めから算出され、世界全体の正味の CO<sub>2</sub> 排出量がゼロに達する時点まで与えられている。これらは CO<sub>2</sub> 排出量を指す一方で、非 CO<sub>2</sub> 排出による地球温暖化の効果も考慮している。この表において地球温暖化とは、人為的な世界平均気温の上昇を意味し、個々の年の世界平均気温に対する自然変動の影響は含まれない。{表 3.1, 5.5.1, 5.5.2, Box 5.2, 表 5.1, 表 5.7, 表 5.8, 表 TS.3}

| 1850～1900 年から 2010～2019 年にかけての地球温暖化 (°C)             |  | 1850～2019 年にかけての過去の累積 CO <sub>2</sub> 排出量 (GtCO <sub>2</sub> ) |      |      |      |     |  |
|--|--|--|------|------|------|-----|--|
| 1.07 (0.8～1.3; 可能性が高い範囲)                             |  | 2390 (± 240; 可能性が高い範囲)   |      |      |      |     |  |
| 1850～1900 年を基準とした気温上限までのおおよその地球温暖化 (°C) <sup>a</sup> | 2010～2019 年を基準とした気温上限までの追加的な地球温暖化 (°C) | 2020 年の初めからの残余カーボンバジェット推定値 (GtCO <sub>2</sub> )                |      |      |      |     | 非 CO <sub>2</sub> 排出削減量のばらつき <sup>c</sup>                            |
|  |  | 気温上限までで地球温暖化を抑制できる可能性 <sup>b</sup>                             |      |      |      |     |  |
|  |  | 17%  | 33%  | 50%  | 67%  | 83% |  |
| 1.5  | 0.43                                   | 900  | 650  | 500  | 400  | 300 | 付随する非 CO <sub>2</sub> 排出削減の程度により、左記の値は 220 GtCO <sub>2</sub> 以上増減しうる |
| 1.7  | 0.63                                   | 1450   | 1050 | 850  | 700  | 550 |  |
| 2.0  | 0.93                                   | 2300   | 1700 | 1350 | 1150 | 900 |  |

表 1 IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告 表 SPM. 2

(甲 B 4・18 頁)

これらの AR 6 WG 1 報告を受けて、COP 26 (2021 年) で、国際社会は気温上昇を 1.5°C に抑える努力を追求すること、そのために 2030 年までに温室効果ガスを 2010 年比 45% 削減し、石炭火力の段階的削減を加速させることなどを盛り込んだグラスゴー気候合意が採択された。当該合意の内容は日本も参加して決定されたことはいうまでもない。

#### 4 COP 28 で 1.5°C 目標の排出経路がさらに確認されたこと

2023 年 3 月に IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書が公表された。ここでは、世界の平均気温は産業革命前に比べて 2011 年～2020 年に 1.1°C の温暖化に達し、以下に引用するとおり、1.5 度の上昇による影響がさらに懸念されていることが明らかになった (甲 B 6)。

A 2 : 「人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。このことは、自然と

人々に対し広範な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしている  
(確信度が高い)。」

A 2. 3 : 「気候変動は、陸域生態系、淡水生態系、雪氷生態系、並び  
に沿岸域及び外洋の海洋生態系において、重大な損害とますます不可  
逆的な損失を引き起こしている (確信度が高い)。」

A 2. 5 : 「全ての地域において極端な暑熱が人間の死亡や疾病を引き  
起こしている (確信度が非常に高い)」

以上のように指摘され、人間起源の気候変動による悪い影響は強まり続け  
る、と警告した。

### 温暖化が進行するにつれリスクが増大している

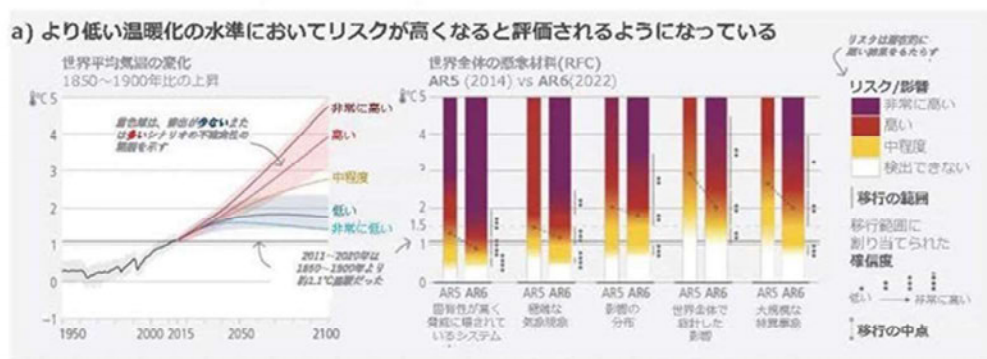


図3 A R 6 統合報告書 図 SPM. 4: 評価された気候変動の結果と、関連する世界  
全体及び地域的な気候リスクのサブセットから (甲 B 6・23頁)

進行する温暖化による増大するリスクが現実のものとなっており、長寿命  
で大気中に蓄積する二酸化炭素についての気温上昇を1.5°Cに抑えるため  
の排出経路を図示したのが下の図の青いラインである。

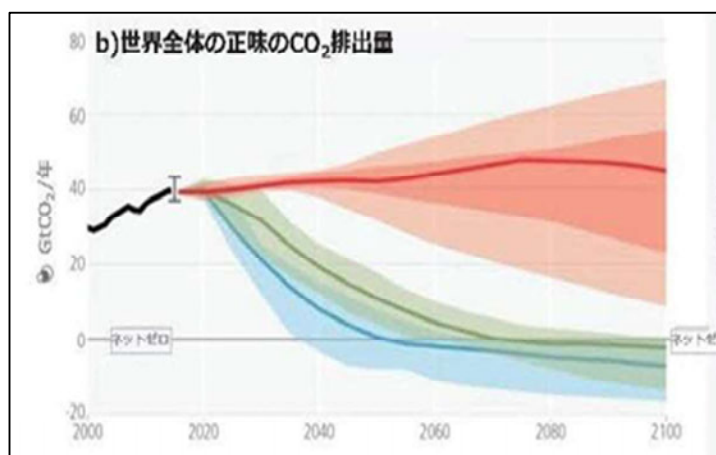


図4 IPCC第6次統合報告書 図SPM.5 (甲B6・31頁)

同報告書の表SPM.4のなかの「オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C (>50%)に抑える」場合のCO<sub>2</sub> についての中間値は2019年比2030年に48%減、2035年60%減となる。

表SPM.1: 2019年からの温室効果ガスとCO<sub>2</sub>の排出削減量、中央値と5~95パーセンタイル{3.3.1; 4.1; Table 3.1; Figure 2.5; ボックス SPM1}

|   |                 | 2019年の排出水準からの削減量 |            |             |             |
|---|-----------------|------------------|------------|-------------|-------------|
|   |                 | 2030             | 2035       | 2040        | 2050        |
| オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5°C (>50%)に抑える | GHG             | 43 [34-60]       | 60 [48-77] | 69 [58-90]  | 84 [73-98]  |
|   | CO <sub>2</sub> | 48 [36-69]       | 65 [50-96] | 80 [61-109] | 99 [79-119] |
| 温暖化を2°C (>67%)に抑える                                | GHG             | 21 [1-42]        | 35 [22-55] | 46 [34-63]  | 64 [53-77]  |
|   | CO <sub>2</sub> | 22 [1-44]        | 37 [21-59] | 51 [36-70]  | 73 [55-90]  |

表2 IPCC第6次統合報告書 表SPM.4 (甲B6・29頁)

このIPCC第6次評価報告書で示された最新の1.5℃目標（50%）への道筋は、COP28（2023年）での決定において確認され、国際社会の目標となった。ここに示される排出経路（削減経路）が国際社会のコンセンサスとなったのである。

以上のように、前提事実として、IPCCによる科学的な知見に基づき、排出削減の必要性は明確になり、国際的な合意に基づき、それは法的義務として明確になっているのである。

### 5 温暖化の影響と諸外国の対応—「現在及び将来世代がより暑い、異なる世界を経験する度合いは、現在の及び短期的な選択に依拠している」

本件訴訟関係者（当事者のみならず、代理人、そして裁判所）は、「私たちは今、人類史上、稀有な時代を生きていること」に留意しなければならない。気候危機の深刻さを理解した最初の世代であり、同時に、気候危機に対して何かできる最後の世代である。とりわけ将来世代に対して重大かつ不可避の責任を負っている。

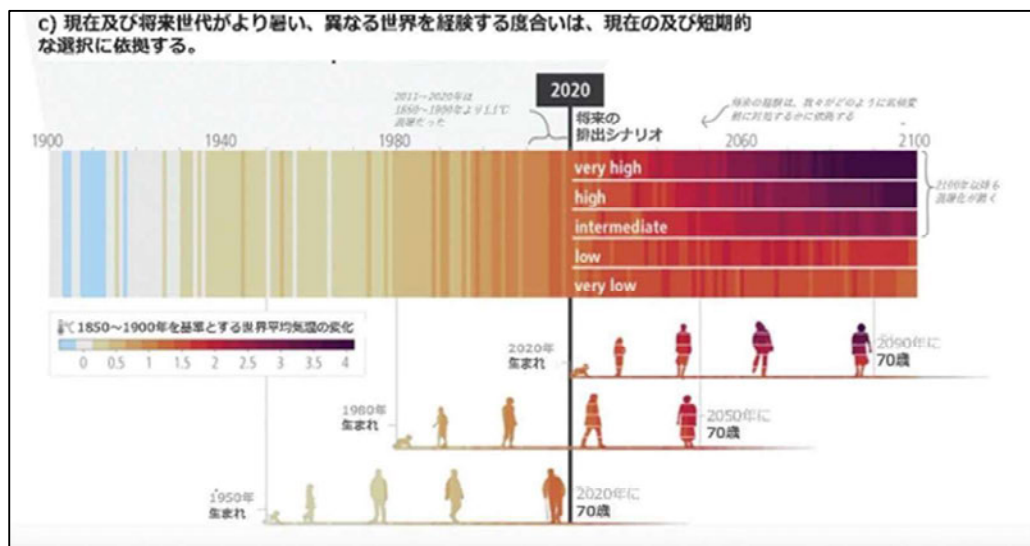


図5 IPCC第6次評価報告書統合報告書 図SPM.1.c)

(甲B6・9頁)

このような気候変動問題及び将来世代が直面する気候危機を回避するために、どの国も、どの大規模な排出事業者も、他国や他事業者の削減に期待して漫然と排出を続けることは容認されず、I P C Cが示し、世界のコンセンサスとなっている削減経路の実施が不可欠である。とりわけこの10年から15年に必要とされている排出削減の実行に気候危機の回避がかかっているのである。

これまでの世界の司法の到達点に位置づけられるオランダ最高裁判所判決（甲A9の1、2）は、世界の排出量の0.5℃に過ぎないと反論したオランダ政府に対して、2020年目標について、当時の国際社会のコンセンサスであった1990年比25%削減を命じ、この判断はその後のドイツ憲法裁判所、欧州人権裁判所、ハーグ高等裁判所などに引き継がれ、確認されている。

## 6 法的義務の内容と被告の主張のおかしさ

以上に述べた国際的合意に基づく排出削減義務は、被告らにも求められる注意義務の内容である。本件訴訟は、火力発電事業者であり、CO<sub>2</sub>の大量排出事業者である被告らに、I P C Cの最新の報告書である第6次評価報告書統合報告書に示す最新の科学による削減経路での削減を求めるものである。日本はより早期に多くの削減が求められる先進国かつG7国の一員であり、訴状において述べたとおり火力発電部門は他のどのセクターよりも早期にネットゼロを達成すべきことは、国際社会において異論がないのであるから、被告らは上記削減義務に沿ったCO<sub>2</sub>排出削減に、早急に、かつ真摯に取り組まなければならない。

口頭弁論終結時がいつで、その時の状況が上記削減経路のどの段階にあるのであれ、その後の経路は科学に基づく国際社会のコンセンサスとして「一義的に」規定されており、本件訴訟は、その排出経路の実行を求める訴訟である。即ち、本件訴訟における差止請求の内容を構成する排出削減義務の履

行は、人類社会において未曾有の地球温暖化による気候変動の危険を回避するための国際社会における「条件」ともなっており、2030年度及び2035年度の排出量についての請求は時期的にこの時までに履行しなければ間に合わない最低限の「期限」（タイムリミット）である。本件訴訟の訴訟物は、被告らが民事訴訟法135条の対象として主張する「期限付請求権」ないし「条件付請求権」類似の請求権なのである。

被告らが将来の変化としてあげる「国際ルールの推移や国際的な評価の見直し、それらによる受忍限度の変化」といった要素は、被告らの排出削減が緩和されることを期待するものであり、1.5℃目標の実現と整合しない主張である。気候科学における将来影響予測はIPCC第6次評価報告書統合報告書でほぼ完了したが、今後、より危険性の評価の精度が高まることはあっても、低下することはない。排出量の累積が温暖化をより進行させ、削減が遅れるほど気候危機が高まり、その後の選択肢が狭まり、対応策の自由度も限定され、損害が大きくなる。これが、気候変動問題が抱える現実である。繰り返しとなるが、既に述べた求められる排出削減経路を超える排出が続く限り、それだけ累積排出量は増加していくことから、今後求められる排出削減の水準は高められることはあっても引き下げられることはない。

しかるに、被告らの本件応訴態度は、凶らずも、被告らの削減義務が軽減されることを期待して現在の削減を実行する意思がないことを吐露したものと見える。本件訴訟の重要性は、まさにここにあるものである。

### 第3 本訴請求において被告らの手続保障における衡平性に欠けるところはないこと

#### 1 原告らと被告らの負担

被告らは、本件訴訟が差止（不作為）請求であり、昭和56年最判は将来の損害賠償請求についての判示であることを認めつつ、「損害賠償にかかる適



格要件は差止請求（不作為請求）にも妥当する」と主張するものであるが、その理由としてあげるところは、「原告と被告との（主として手続保障における）衡平を図るためと解される」という点に尽きる（被告 J E R A 答弁書 4 頁）。

被告らは、将来請求を認めれば、原告側に「将来の時点における要件事実を口頭弁論終結時までに主張立証する必要がない」こととなると述べているが（被告 J E R A 答弁書 4 頁）、この主張こそ、被告らが、過去及び追加的に排出される量の累積量に大気中の C O<sub>2</sub> 濃度及び地球の平均気温の上昇がかかっているという気候変動の特性についての理解をおよそ欠いていることを示して余りあるものである。

既に、原告らは科学的知見に関する主要な証拠及び国際社会の合意、さらに多くの裁判所の決定などによって被告らの将来の時点における削減義務を明らかにしている。これに対し、被告らは危険な気候変動を回避し、原告らの生命、健康や生活基盤を護るために、2030年度及び2035年度の被告らの排出量を少なくとも本訴請求に係る限度を超えないものとするについて主張・立証することが求められている。原告らは将来の時点における被告らの義務という要件事実について主張立証を尽くしており、原告らに負担がないかのように述べる被告らの主張は誤りと言わざるを得ない。

また、原告らの主張が認められたときに、本訴請求は不作為請求であるから、被告らにおいて2030年度及び2035年度の排出量が本訴請求の限度を越えていなければ執行の問題は起こりえない。被告らが主張する被告の将来の請求異議訴訟における負担とは、本訴請求の限度を超えて排出していたとしても、違法とは評価されない可能性について述べるものであるが、既に述べたとおり、今後も危険な気候変動の影響の評価の精度が高まることはあっても、低下することはなく、削減義務はより厳しくなるのである。

## 2 強制執行に対応する被告の手続保障

被告らが衡平ではないと主張する「手続保障」とは何を意味するのかが明らかでないが、少なくとも本件訴訟においては不適切な表現である。

そもそも本件は（抽象的）不作為請求であって、金銭債権のように、債務名義をもって被告の有する不動産や動産、債権といった個別財産に対する強制執行を行うことはできず、執行裁判所に対して、代替執行（民事執行法171条1項2号）を求めるか、あるいは間接強制（同法172条1項）を求める他ない。

そして、代替執行の場合には、執行裁判所があらためて「将来のため適当な処分をすべきこと」等を命じることになる（同法171条1項2号）し、間接強制の場合には、執行裁判所があらためて、「相当と認める一定の額の金銭」を支払うべきことを命じることになる（同法172条1項）。また、これらの決定にあたっては、債務者に対する審尋を行わなければならない（同法171条3項、172条3項）とされている。

従って、強制執行に対応する手続保障の観点からいえば、金銭債権に基づく差押えとは異なり、将来の時点において突然に債務名義に基づく私有財産に対する差押等がされ、それを排除するためには請求異議によるしかないなどということはない。むしろあらためて代替執行や間接強制の決定の手続が行われ、その中で審尋も必ず行われるのであって、一定の手続保障は十分になされうる。

以上の通り、原告らの将来請求を認める判決が出されたとして、被告らに対し何らの手続保障なくして被告らの個別財産に強制執行をするようなことはできない。

また、被告らがこれを将来時点において事情変更等を理由として争うことは、代替執行や間接強制の決定の場においても可能であるし、その時点で請求異議訴訟を起こす余地もある。そして、その場合にはその時点で総合考慮

が行われるのであって、被告らはその全てについて立証責任を負うというものではない。

従って、本件訴訟において、原告らと被告らとの手続的負担の衡平性を欠いていることを理由とする被告らの本案前の抗弁は、手続保障のある裁判手続を信用できないと言っているのと同義であり、およそ、主張自体失当というべきである。

以上